

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

葉山町印鑑条例（昭和49年葉山町条例第34号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和元年6月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

印鑑登録原票の登録事項の変更及び個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の発行を可能とするため、所要の改正を行う必要があり、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

葉山町印鑑条例（昭和 49 年葉山町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本町の」を「本町が備える」に改める。

第 4 条第 1 項中「場合には、」の次に「当該」を加え、同項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「、その他」を「その他」に改め、「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 6 条第 1 項第 5 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記載が」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第 6 号を削り、同項第 7 号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「記録」を「記載が」に、「組合寄せた」を「組み合わせた」に改め、同号を同項第 7 号とし、同条第 2 項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第 11 条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を提示して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書（以下「利用者証明用電子証明書」という。）が記録された個人番号カードを利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項に規定する暗証番号（以下「暗証番号」という。）を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第 12 条第 1 号中「印鑑登録証」を「前条第 1 項及び第 2 項の規定による申請におい

て、印鑑登録証又は個人番号カード」に改め、同条第3号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、「汚染」を「汚損」に、「登録番号等」を「記載事項等」に改め、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 前条第2項及び第3項の規定による申請において、個人番号カードの効力が失われているとき。

(5) 前条第3項の規定による申請において、個人番号カードに登録された暗証番号が入力されないとき又は個人番号カードに登録された利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

第16条第1項中「当該」を削り、同項第4号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加え、「(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)とき」を「とき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第6条第1項第5号及び第2項の改正規定並びに第16条の改正規定は、令和元年11月5日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

印鑑登録原票の登録事項の変更及び個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の発行を可能とするため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 印鑑登録原票の登録事項から「男女の別」を削除することとした。
- (2) 印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードを提示して行うことができることとした。
- (3) 一定の個人番号カードを利用して、多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができることとした。
- (4) 印鑑登録原票の登録事項に、住民基本台帳法施行令に規定する旧氏を追加することとした。
- (5) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例中(1) (2) (3) 及び(5) の改正は令和元年 10 月 1 日から、(4) の改正は令和元年 11 月 5 日から施行することとした。

葉山町印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町印鑑条例 昭和49年9月3日条例第34号 (登録資格等) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本町が備える住民基本台帳</u>に記録されている者とする。 2・3 (略) (登録印鑑の不受理) 第4条 町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該印鑑の登録申請を受理することができない。</u> (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格<u>その他氏名、旧氏又は通称以外の事項</u>を表しているもの (3)~(6) (略) 2 (略) (印鑑登録原票) 第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、直ちに次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 (1)~(4) (略) (5) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては、氏名及び通称)</p>	<p>葉山町印鑑条例 昭和49年9月3日条例第34号 (登録資格等) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本町の住民基本台帳</u>に記録されている者とする。 2・3 (略) (登録印鑑の不受理) 第4条 町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>印鑑の登録申請を受理することができない。</u> (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格、<u>その他氏名又は通称以外の事項</u>を表しているもの (3)~(6) (略) 2 (略) (印鑑登録原票) 第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、直ちに次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 (1)~(4) (略) (5) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</p>

改正後	改正前
<p><u>ては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合</u>にあつては、氏名及び当該通称)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合</u>にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)を提示して、<u>印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書(以下「利用者証明用電子証明書」という。)が記録された個人番号カードを利用して、<u>多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であつて、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号(以下「暗証番号」という。)を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>	<p>(6) <u>男女の別</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合</u>にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク(<u>これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。</u>)をもって調製するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付制限)</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書を交付しないものとする。</p> <p>(1) <u>前条第1項及び第2項の規定による申請において、印鑑登録証又は個人番号カードの提示がないとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>印鑑登録証又は個人番号カードが著しく汚損又は毀損しているため、記載事項等の識別が困難であるとき。</u></p> <p>(4) <u>前条第2項及び第3項の規定による申請において、個人番号カードの効力が失われているとき。</u></p> <p>(5) <u>前条第3項の規定による申請において、個人番号カードに登録された暗証番号が入力されないとき又は個人番号カードに登録された利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付制限)</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書を交付しないものとする。</p> <p>(1) <u>印鑑登録証の提示がないとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>印鑑登録証が著しく汚染又は毀損しているため、登録番号等の識別が困難であるとき。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p>
<p>第16条 町長は、第10条の届出若しくは前条の申請があったとき又は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録原票を抹消しなければならない。</p> <p>(1)~(3)</p> <p>(4) <u>氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)</u>。</p> <p>(5)・(6)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第16条 町長は、第10条の届出若しくは前条の申請があったとき又は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該印鑑登録原票を抹消しなければならない。</u></p> <p>(1)~(3)</p> <p>(4) <u>氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)</u>とき。</p> <p>(5)・(6)</p> <p>2 (略)</p>